

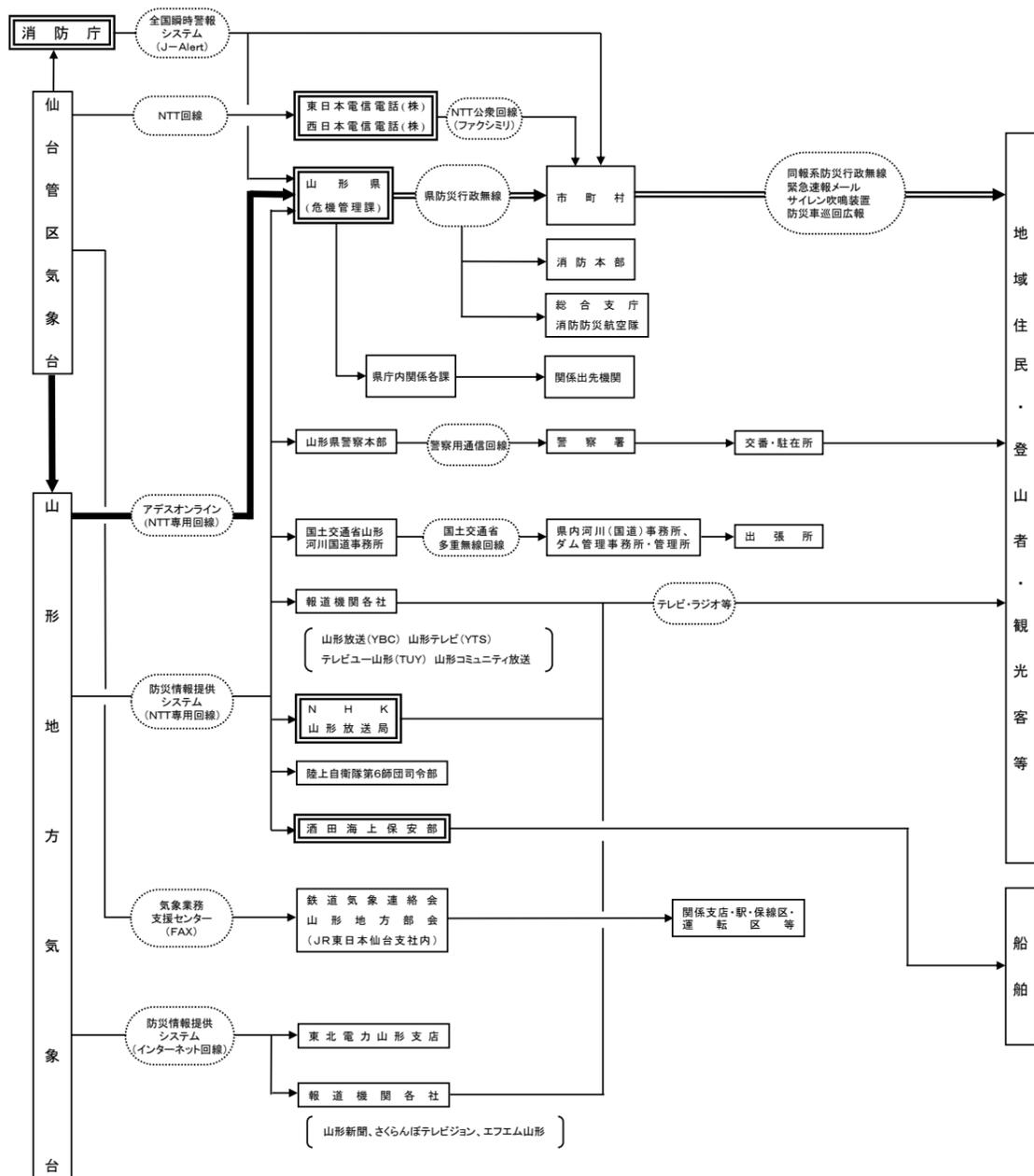
山形県地域防災計画 風水害等対策編 令和3年度修正素案 新旧対照表

現 行 計 画 (H31.02 修正)	修 正 案	修正理由等																																																						
<p>< P215 第2編第3章 火山災害対策計画 > 1～2 3 火山災害対策の基本的な考え方 (1) (略) (2) 県内の活火山と予想される被害 火山活動に伴い予想される現象及び被害</p> <table border="1" data-bbox="142 548 1282 768"> <thead> <tr> <th>火山活動</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山泥流</td> <td>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 火山災害警戒地域の指定 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 観測体制の整備 (1) (略) (2) 観測体制の整備状況 県内の活火山のうち、鳥海山、蔵王山、吾妻山については、気象庁及び大学等により、常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。 火山の常時観測体制</p> <table border="1" data-bbox="186 1262 1234 1635"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>観測機関名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥海山</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">吾妻山</td> <td>仙台管区気象台</td> <td>地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>地震計、傾斜計、温度計</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>監視カメラ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	火山活動	概 要	(略)		火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。	(略)		火山名	観測機関名	観測機器	鳥海山	(略)		蔵王山	(略)		吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置	東北大学	地震計、傾斜計、温度計	東北地方整備局	監視カメラ	<p>1～2 3 火山災害対策の基本的な考え方 (1) (略) (2) 県内の活火山と予想される被害 火山活動に伴い予想される現象及び被害</p> <table border="1" data-bbox="1344 548 2487 856"> <thead> <tr> <th>火山活動</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山現象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火山泥流</td> <td>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。<u>また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 火山災害警戒地域の指定 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 観測体制の整備 (1) (略) (2) 観測体制の整備状況 県内の活火山のうち、鳥海山、蔵王山、吾妻山については、気象庁及び大学等により、常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。 火山の常時観測体制</p> <table border="1" data-bbox="1389 1262 2436 1728"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>観測機関名</th> <th>観測機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥海山</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蔵王山</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">吾妻山</td> <td>仙台管区気象台</td> <td>地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置</td> </tr> <tr> <td>東北大学</td> <td>地震計、傾斜計、温度計</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>監視カメラ</td> </tr> <tr> <td>防災科学技術研究所</td> <td>地震計</td> </tr> <tr> <td>国土地理院</td> <td>GNSS</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p>	火山活動	概 要	火山現象		(略)		火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。 <u>また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。</u>	(略)		火山名	観測機関名	観測機器	鳥海山	(略)		蔵王山	(略)		吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置	東北大学	地震計、傾斜計、温度計	東北地方整備局	監視カメラ	防災科学技術研究所	地震計	国土地理院	GNSS	<p>◆記述の適正化</p> <p>◆記述の適正化</p>
火山活動	概 要																																																							
(略)																																																								
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。																																																							
(略)																																																								
火山名	観測機関名	観測機器																																																						
鳥海山	(略)																																																							
蔵王山	(略)																																																							
吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置																																																						
	東北大学	地震計、傾斜計、温度計																																																						
	東北地方整備局	監視カメラ																																																						
火山活動	概 要																																																							
火山現象																																																								
(略)																																																								
火山泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。 <u>また、火口から直接熱水等が噴出し火山泥流となって流れ下る現象を火口噴出型泥流という。</u>																																																							
(略)																																																								
火山名	観測機関名	観測機器																																																						
鳥海山	(略)																																																							
蔵王山	(略)																																																							
吾妻山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ(臨時含む)、火山ガス観測装置、地磁気観測装置																																																						
	東北大学	地震計、傾斜計、温度計																																																						
	東北地方整備局	監視カメラ																																																						
	防災科学技術研究所	地震計																																																						
	国土地理院	GNSS																																																						

現 行 計 画 (H31.02 修正)						修 正 案						修正理由等
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等	・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり						<p>0.2km まで飛散 1950 年の噴火：噴石が火口から約 1.2km まで飛散 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2014～2016 年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 2008～2011 年の活動：噴気、熱、地震活動の活発化 1966 年の活動：有感地震を含む地震活動の活発化</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等、 <u>特定地域の避難準備等が必要</u>	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり火口周辺に影響する程度の噴出の火山灰や火山ガス等の噴出						
<p>注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) レベル2、3の規制には、一部道路の規制を含む。</p> <p>注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。</p> <p>注4) ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2～4kmの範囲に飛散する噴火とする。</p>						<p>注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。</p> <p>注2) レベル2、3の規制には、一部道路の規制を含む。</p> <p>注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。</p> <p>注4) ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2～4kmの範囲に飛散する噴火とする。</p>						<p>◆気象庁要領等の改正等による修正</p>
<p>(2) 噴火速報の発表</p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、常時観測火山（山形県内では鳥海山、蔵王山及び吾妻山）を対象に仙台管区気象台が発表する。</p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 						<p>注1) 特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。</p> <p>注2) 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>注3) ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。</p> <p>注4) 吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。</p>						
<p>(3) 火山の状況に関する解説情報の発表と内容</p> <p>仙台管区気象台は、必要に応じ火山の状況に関する解説情報を発表する。</p>						<p>(2) 噴火速報の発表</p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。<u>登山者や周辺の住民に、仙台管区気象台は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、常時観測火山（山形県内では鳥海山、蔵王山及び吾妻山）を対象に仙台管区気象台が発表する。</u></p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 <p><u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火警戒が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火警戒が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・<u>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <p>※ <u>噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p><u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、</u></p>						<p>◆気象庁要領等の改正等による修正</p>

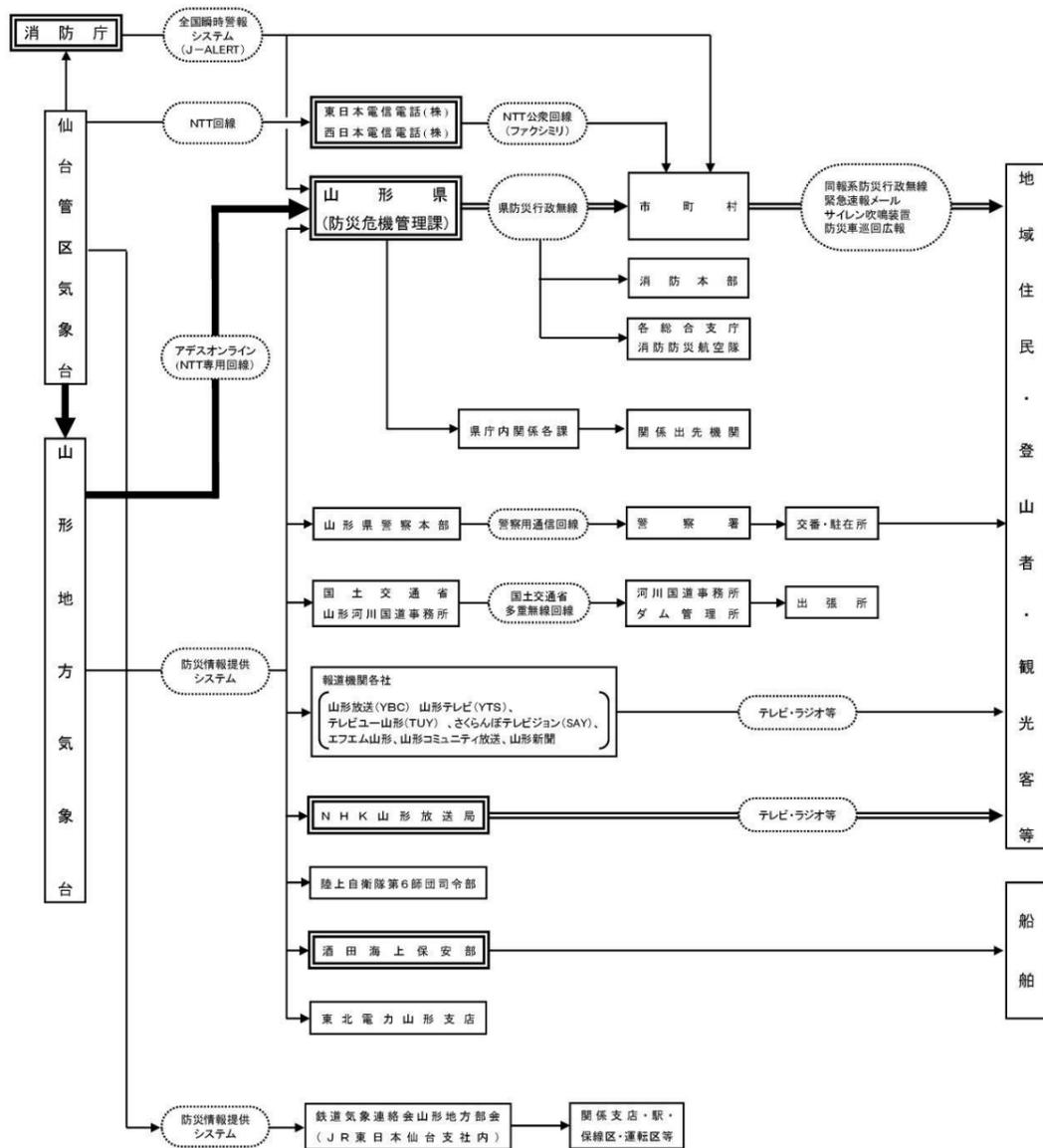
現 行 計 画 (H31.02 修正)	修 正 案	修正理由等
<p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表する。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他の情報等の内容と発表</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。</p> <p>ア 火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、毎月または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>イ 月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。</p> <p>ウ 噴火に関する火山観測報</p> <p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。</p> <p>(6) 噴火警報等の伝達</p> <p>市町村、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者及び観光客等に伝達する。</p> <p>噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）・降灰予報・火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。</p>	<p><u>関係機関からの通報等も活用する。</u></p> <p>(3) 火山の状況に関する解説情報の発表と内容</p> <p><u>仙台管区气象台は、必要に応じ火山の状況に関する解説情報を発表する。</u></p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表する。</u></p> <p><u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表する。</u></p> <p><u>仙台管区气象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) その他の情報等の内容と発表</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。</p> <p>ア 火山活動解説資料</p> <p><u>地図写真や図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に警戒事項について、毎月または必要に応じて臨時に発表する。</u></p> <p>イ 月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、<u>原則として、</u>毎月上旬に発表する。</p> <p>ウ 噴火に関する火山観測報</p> <p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、<u>発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。</u></p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。</u></p> <p>(6) 噴火警報等の伝達</p> <p>市町村、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、<u>噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者及び観光客等に伝達する。</p> <p><u>噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報</u>及び<u>火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。</u></p>	<p>る修正</p>

噴火警報・予報等伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

噴火警報・予報等伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の樹生興に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

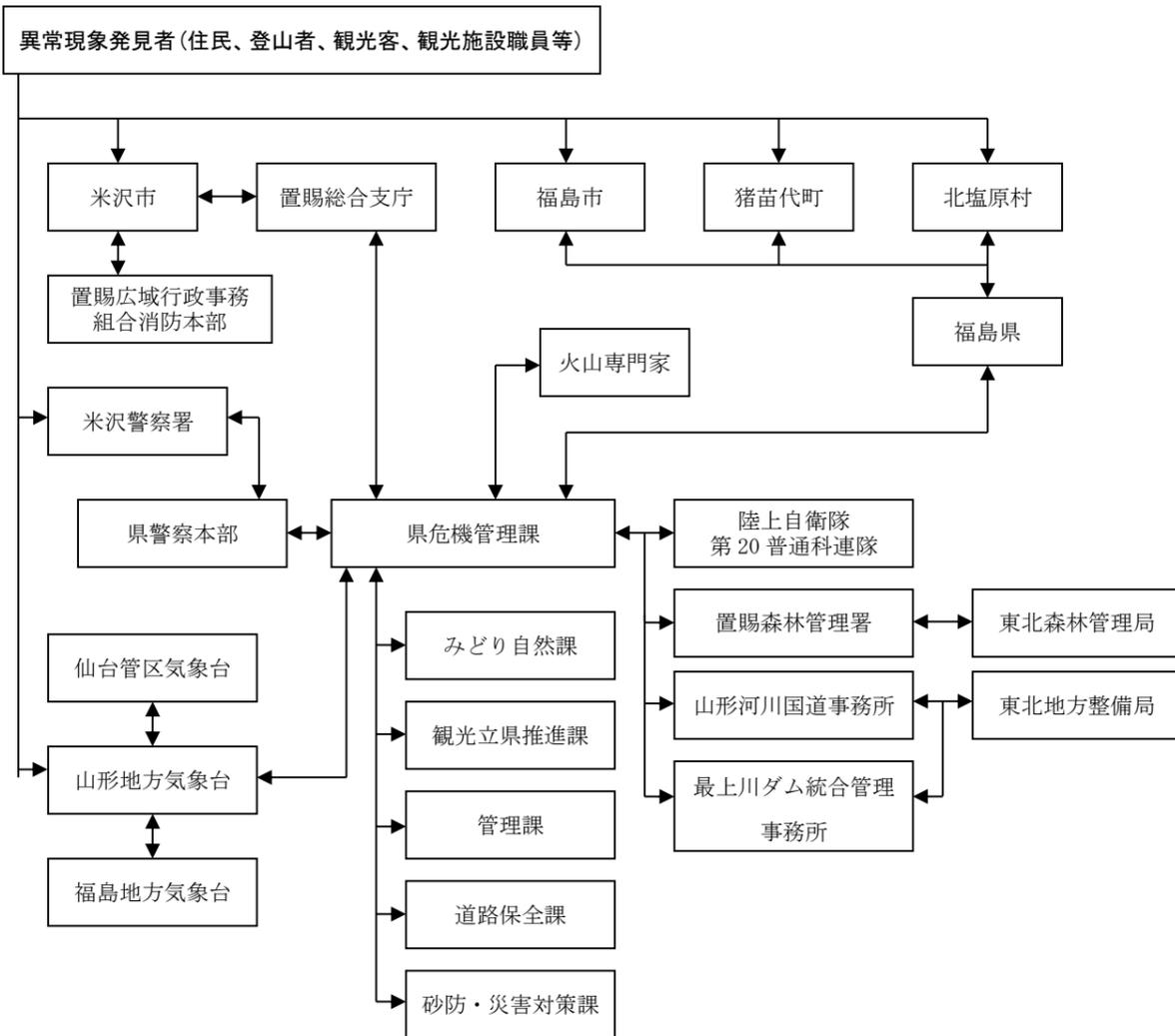
◆防災情報提供システム変更に伴いルート等修正

◆組織改編に伴う修正

現 行 計 画 (H31.02 修正)	修 正 案	修正理由等
<p>8 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村地域防災計画への記載</p> <p>市町村は、各火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画等を実効性のあるものとするため、次の事項について市町村地域防災計画に定める。</p> <p>ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項</p> <p>イ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難勧告等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>ウ 避難場所及び避難経路に関する事項</p> <p>エ 火山現象に係る避難訓練に関する事項</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地</p> <p>キ その他必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(3) 避難体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>9 避難の実施及び解除</p> <p>(1) 避難の実施</p> <p>市町村長は、火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して避難勧告等を発令し、避難計画に従って住民、登山者及び観光客等の事前避難を実施する。県は、当該市町村長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民、登山者及び観光客等の避難に協力する。</p> <p>噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難勧告等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を発令するよう努める。</p> <p>内閣府は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。</p> <p>(2) 警戒区域等の設定</p>	<p>8 警戒避難体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村地域防災計画への記載</p> <p>市町村は、各火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画等を実効性のあるものとするため、次の事項について市町村地域防災計画に定める。</p> <p>ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項</p> <p>イ 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難勧告指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>ウ 避難場所及び避難経路に関する事項</p> <p>エ 火山現象に係る避難訓練に関する事項</p> <p>オ 救助に関する事項</p> <p>カ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地</p> <p>キ その他必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>(3) 避難体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>9 避難の実施及び解除</p> <p>(1) 避難の実施</p> <p>市町村長は、火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して避難勧告指示等を発令し、避難計画に従って住民、登山者及び観光客等の事前避難を実施する。県は、当該市町村長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民、登山者及び観光客等の避難に協力する。</p> <p>噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難勧告指示等を発令しなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。</p> <p>市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告指示等を発令するよう努める。</p> <p>内閣府は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援する。</p> <p>(2) 警戒区域等の設定</p>	<p>◆R3 防災基本計画の修正</p> <p>◆組織改編に伴う修正</p>

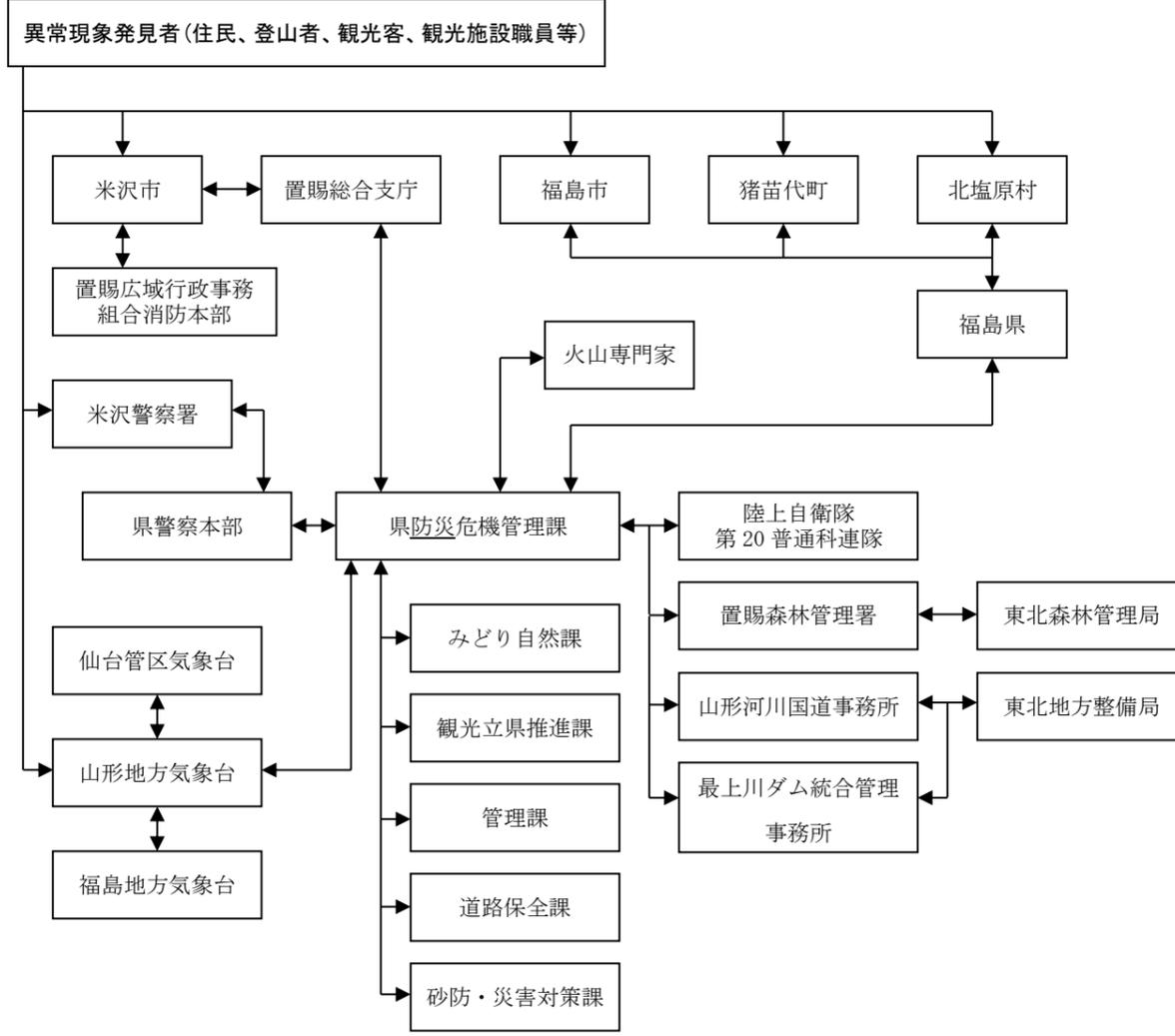
現 行 計 画 (H31.02 修正)	修 正 案	修正理由等
<p>市町村長は、住民、登山者及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。</p> <p>(3) 避難の長期化への対応 一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市町村は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。</p> <p>(4) 避難の解除 市町村長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難勧告等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。 避難勧告等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>10～13 （略）</p> <p>14 避難確保計画の作成 本章 8（2）で市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、活火山法第 8 条の規定により火山現象に関する施設利用者への情報伝達に関する事項、従業員の防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画及び同計画に基づき実施した避難訓練の結果について市町村に報告するものとする。 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言や勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>15～17 （略）</p>	<p>市町村長は、住民、登山者及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。</p> <p>(3) 避難の長期化への対応 一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市町村は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。</p> <p>(4) 避難の解除 市町村長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、<u>避難勧告指示</u>等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。 <u>避難勧告指示</u>等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>10～13 （略）</p> <p>14 避難確保計画の作成 本章 8（2）で市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、活火山法第 8 条の規定により火山現象に関する施設利用者への情報伝達に関する事項、従業員の防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難確保計画及び同計画に基づき実施した避難訓練の結果について市町村に報告するものとする。 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言や<u>勧告指示</u>等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>15～17 （略）</p>	

【吾妻山情報共有連絡系統図】



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

【吾妻山情報共有連絡系統図】



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等を情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対しても速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。